

社会福祉法人 慈雲会

虐待防止規定

第1条(目的)

この規定は、社会福祉法人慈雲会(以下「法人」という。)が運営する全ての事業所において、高齢者及び障害者に対する虐待を未然に防止するとともに、万一発生した場合には迅速かつ適切に対応し、利用者の尊厳を守ることを目的とする。

第2条(定義)

この規定において「虐待」とは、以下の行為をいう。

1. **身体的虐待**: 利用者に対し、殴る、蹴る、拘束するなど身体に苦痛を与える行為。
2. **心理的虐待**: 侮辱、威嚇、無視、不当な差別的言動等により、精神的苦痛を与える行為。
3. **性的虐待**: 利用者に対し、わいせつな言動や行為を行うこと。
4. **経済的虐待**: 利用者の財産を不当に使用する、金銭を搾取する等の行為。
5. **介護・世話の放棄・放任**: 必要な介護や世話を怠り、利用者の生活や健康を害する行為。

第3条(基本方針)

1. 法人は、虐待を決して容認せず、利用者的人権と尊厳を最優先に守る。
2. 職員一人ひとりは、虐待防止の意識を持ち、日々の業務において安全・安心なケアを提供する。
3. 法人は、虐待防止のための研修・教育を継続的に行い、再発防止に努める。

第4条(虐待防止委員会の設置)

1. 法人は、虐待防止の推進及び事案発生時の対応を行うため「虐待防止委員会」を設置する。
2. 委員会は、理事長が指名する委員長及び事業所職員から構成し、虐待防止計画の策定、職員研修、発生事案の調査・再発防止策を担う。

第5条(相談・通報体制)

1. 法人は、虐待に関する相談や通報を受け付ける窓口を設置する。
2. 職員が虐待を発見または疑われる場合、速やかに上司及び虐待防止委員会に報告する。
3. 虐待が疑われる場合には、速やかに市区町村・関係機関へ通報する。

第6条(対応)

1. 通報を受けた場合、法人は速やかに事実確認を行い、必要に応じて利用者の安全確保を最優先とする。
2. 虐待が確認された場合は、加害行為を行った職員に対して就業規則に基づく懲戒処分を含めた適切な措置を講じる。
3. 被害者に対しては、医療的・心理的支援を行い、尊厳の回復に努める。

第7条(教育・研修)

法人は、全職員に対し、定期的に虐待防止に関する研修を実施し、意識向上とスキルの習得を図る。

第8条(秘密保持と不利益取扱いの禁止)

1. 虐待に関する相談・通報内容は、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
2. 通報した職員や関係者に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

第9条(附則)

本規定は、令和3年4月1日から施行する。必要に応じて見直しを行い、社会情勢や法令改正に応じて改訂する。